



第55回福崎町消防団消防操法大会 開催





福崎夏まつり花火協賛を大募集！

今年は第50回記念の福崎夏まつりとなります。

打ち上げ花火は、第50回を記念して例年より数を増やし1,000発を予定しています。

つきましては、町内外の事業者の皆様からのご協賛を募集しますので、ご協力よろしくお願いします。

また、町内各施設で募金を受付しています。一緒に夏まつりを盛り上げませんか。

寄附(企業)

- 寄附額 1口 30,000円 (通常協賛25,000円+第50回特別協賛5,000円)
2口 50,000円

- 受付期間 6月27日(金)まで

ご寄附をいただきました企業は、8月上旬に町内新聞折り込みの「まつりのチラシ」に掲載させていただきます。



募金(一般)

- 受付期間 8月1日(金)まで

- 募金受付先 各施設に募金箱を設置しています。

・役場(総務課、住民生活課、出納室、教育委員会) ・もちむぎのやかた ・商工会 ・文珠荘
・文化センター ・図書館 ・八千種研修センター ・歴史民俗資料館 ・柳田國男記念館

- 口座振込 銀行名・支店名 兵庫西農業協同組合・福崎東支店

口座番号 普通 1385668

口座名義 福崎まつり運営委員会協賛分 委員長 志水 順

福崎夏まつりステージイベント出演者を大募集！

福崎夏まつりステージイベントにてパフォーマンスしていただける出演者を募集します。

- 日時 8月9日(土) 18:30~19:30 ※時間は変更になる場合があります。

- 場所 福崎東中学校内

- 出演時間 1団体あたり準備片付け含め10分まで

- 応募方法 「ステージイベント参加申込書」を提出してください。(福崎町役場ホームページでダウンロードできます。応募資格など詳細は福崎町ホームページをご覧ください。)

- 応募締切 6月27日(金) 15:00まで ※必着

問い合わせ先 地域振興課 地域づくり係 (内線392)

食育通信 ～姫学こども園での取り組み～

姫学こども園では、毎年この時期になると、各年齢で夏野菜を育てる取り組みを行っています。野菜が育つようすを見て驚いたり喜んだり、収穫ができると園で調理してもらったり、自分たちでクッキングを楽しんだり、自分が育てた野菜の成長を観察するだけではなく、育てた野菜を食べることを経験しています。

今年も各クラスで、どんな野菜を育てたいか、栽培しやすいもの、調理しやすいものはどんな野菜かを話し合い、決定したものを植えました。クラスで同じ野菜を育てることで仲間意識を持ったり、野菜の成長の気づきを友だちと共有したりと、他の友だちや野菜への興味・関心を深めるきっかけとなっています。

今年も、野菜も子どもたちの心も大きく成長することを願っています！



行事予定 (6月21日～7月2日)

月	日	曜日	時間	行 事
6	21	土	11:00	おはなし会
6	28	土	14:00	子ども映画会「おしりたんてい プッ みみとがりときょうふのやかた」
7	2	水	11:00	えほんのじかん
☆7月3日(第1木曜日)資料整理のため休館				

毎年6月23日～29日は
「男女共同参画週間」です

男性と女性が、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、私たちのまわりの「男女共同参画」についてこの機会に考えてみませんか。

誰でも、どこでも、自分らしく

(令和7年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ)

新 着 図 書

八千種研修センター 図書室

☎22-1564

一般書7冊

「夜と霧の誘拐」笠井 潔／著

「珈琲怪談」恩田 陸／著



“こころ豊かなふくさき”を願って

“広げようフラワーボランティアの輪”

福崎町内の花壇などのお世話をしているボランティアの活動予定(6/19～7/18)をお知らせします。ぜひボランティア活動にご参加ください。

福崎町ココロクラブ

6月28日(土) 9:00～ 役場周辺道路街路樹下手入れ
みどりのグループ

7月2日(水) 9:00～ 元JA八千種前花壇

7月16日(水) 9:00～ 七種川沿い新町花壇

問い合わせ先 文化センター ☎22-3755

(コミュニティ推進専門員)

福崎町立図書館

開館20周年記念行事

7月5日(土) 10:00～15:00

☆としょかんえんにち

☆ガジロウさんグリーティング

☆お菓子の販売など

文化センター行事予定 (6/15～7/14)

老人大学専門講座

	6月19日(木)	6月26日(木)	7月3日(木)	7月10日(木)
園芸部	10:00～12:00		13:20～15:20	10:00～12:00
史学部		10:00～12:00	10:00～12:00	
舞踊部		10:00～12:00	10:00～12:00	
陶芸部 (①班、②班)	② 9:00～12:00 ① 12:00～15:00	①② 9:00～12:00	② 9:00～12:00 ① 12:00～15:00	① 9:00～12:00 ② 12:00～15:00
健康科学部		10:00～12:00	10:00～12:00	
上記以外の神崎学園		10:00～12:00	13:20～15:20	
上記以外の福寿学園	10:00～12:00		10:00～12:00	10:00～12:00

老人大学一般教養講座 (公開講座)

日時 6月26日(木) 13:20～15:00

場所 エルデホール

演題 「北海道オホーツク地方と

播磨地方の自然」

講師 元高等学校理科教諭 佐藤喜寛さん

サルビアセミナー

(男女共同参画週間特別公開講座)

日時 6月27日(金) 13:30～15:00

場所 文化センター

演題 「相続登記の義務化について」

講師 神戸地方法務局姫路支局職員

※これらの公開講座は、どなたでも聴講していただけます。どうぞ、お越しください。

下水道使用料について

福崎町長 尾崎吉晴

今月は、下水道使用料の改定についてお知らせさせていただきます。昨年6月から、適正な下水道使用料等のあり方について、上下水道事業審議会において審議をお願いしてきました。そして12月に答申をいただきました。その主な内容は「現在異なっている公共下水道と農業集落排水の使用料を統一し、さらに使用料の改定が必要であること。改定の率は、平均14・23%増が望ましい。」というものです。

使用料改定の議案は3月議会で提案し、ご賛同を得ましたので、一定の周知期間を置いて10月から実施することになります。詳しくは月号の「広報ふくさき」5ページに載せていますので、ご覧ください。

下水道の使用料は、利用する人で事業に必要な経費を負担し、その量に応じて使用料が決められることになっています。しかしながら当町の下水道事業では、現在の使用料収入ではその経費を賄いきれず、原価割れの状態が続いていました。不足分は一般会計から補てんしなければならず、このような状況が続くと、日々の住民サービスにも影響が生じてきます。下水道事業には莫大な経費がかかっていますが、せめて原価分だけでも下水道をご利用の皆様にご負担いただきたいというものです。

昨今の物価高の中での使用料改定は大変心苦しいのですが、ご理解を賜りますようよろしく願いいたします。



第518回福崎町議会定例会

福崎町消防団消防操法大会 開催

5月11日、福崎東中学校で、第55回福崎町消防団消防操法大会を開催しました。

廣岡団長以下487名の消防団員が、多数のご来賓が見守るなか、消防操法競技を展開しました。

32分団が日頃の訓練の成果を十分に発揮し、熱戦が繰りひろげられました。

成績は次のとおりです。

【小型動力ポンプの部】

- 優勝 福田分団
- 準優勝 吉田分団
- 第3位 余田分団
- 第4位 新町分団
- 第5位 庄分団

(住民生活課)



優勝 福田分団



準優勝 吉田分団

よし だ ひろみち
吉田弘道さん指導！



「運動会頑張ろうスピードアップランニング教室」を開催しました

世界選手権に出場された「吉田弘道さん」をお招きして、「運動会に向けて、速く走るコツ」を多くの子どもたち楽しく指導していただきました。子どもたちはもちろん、保護者まで吉田選手を見る目がキラキラ輝いていました。

(第1体育館)

令和7年10月から下水道使用料を改定します

下水道事業は、下水道を使用する皆様からいただく下水道使用料で支えられています。皆様の生活を守る下水道事業を継続していくため、使用料を平均14.23%引き上げます。ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 上下水道課 下水道管理係（内線382）

1. 下水道使用料改定の背景

- 福崎町の下水道は公共下水道区域と農業集落排水区域で使用料体系が異なっており、公共サービスに対する負担の公平性の観点から使用料体系を統一します。
- 下水道事業において、汚水の処理にかかる費用は下水道使用料でまかなうことが原則となっています。しかしながら、福崎町では汚水処理費の全額を使用料でまかなうことができず、不足額を税金等の公費で補っている状況が続いています。このような経営状態の改善に加え、物価高騰や下水道施設の老朽化などに対応し、将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を運営するため改定を行います。

2. 改定時期と経過措置について

令和7年10月1日から改定させていただきます。

検針は2か月に1回実施していますが、経過措置として、令和7年10月1日より前の使用分を含む場合は改定前の使用料での請求となります。具体的には、令和7年11月までの検針分（令和7年12月請求分まで）は改定前の現行（旧）使用料が適用され、令和7年12月以降の検針分（令和8年1月以降請求分）は改定後の新使用料が適用されます。（令和7年10月1日以降に下水道を使用開始された場合は、経過措置の適用はなく新使用料が適用されます。）

3. 改定内容

現行（旧）使用料（1か月・税抜）

区 分	基本使用料	従量使用料（1㎡あたりの単価）			
	1～10㎡	11～20㎡	21～60㎡	61～210㎡	211㎡～
公共下水道	980円	125円	150円	180円	205円
農業集落排水	2,400円	95円	95円	95円	95円



改定後（新）使用料（1か月・税抜）

区 分	基本使用料	従量使用料（1㎡あたりの単価）			
	1～10㎡	11～20㎡	21～60㎡	61～210㎡	211㎡～
公共下水道	1,200円	145円	170円	200円	225円
農業集落排水					

※農業集落排水の区域…田口・板坂・大貫・八千種・余田・鍛冶屋・亀坪の各処理区（亀坪は個別排水処理区域ですが、農業集落排水と同じ使用料体系を適用しています。）

4. 主な使用水量ごとの使用料比較表（1か月あたりの使用料・税抜）

＜公共下水道＞（単位：円）

使用水量（1か月）	現行（旧）使用料	改定後使用料	差額
10㎡まで	980	1,200	+220
20㎡	2,230	2,650	+420
30㎡	3,730	4,350	+620
40㎡	5,230	6,050	+820
50㎡	6,730	7,750	+1,020
100㎡	15,430	17,450	+2,020
200㎡	33,430	37,450	+4,020
500㎡	94,680	104,700	+10,020

＜農業集落排水＞（単位：円）

使用水量（1か月）	現行（旧）使用料	改定後使用料	差額
10㎡まで	2,400	1,200	▲1,200
20㎡	3,350	2,650	▲700
30㎡	4,300	4,350	+50
40㎡	5,250	6,050	+800
50㎡	6,200	7,750	+1,550
100㎡	10,950	17,450	+6,500
200㎡	20,450	37,450	+17,000
500㎡	48,950	104,700	+55,750